

入管庁総訓第 1 1 7 号

入 国 者 収 容 所 長
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 長

入国者収容所等の参観に関する訓令を次のように定める。

令和 6 年 6 月 6 日

出入国在留管理庁長官 菊 池 浩
(公印省略)

入国者収容所等の参観に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、入国者収容所又は収容場（以下「入国者収容所等」という。）の参観を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(参観の機会の提供)

第 2 条 入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）は、入国者収容所等の運営に対する理解と協力を得るため、入国者収容所等の規律及び秩序の維持並びに被収容者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、入国者収容所等の参観の機会を積極的に提供するように努めるものとする。

(参観の申出)

第 3 条 入国者収容所長等は、入国者収容所等の参観を申し出る者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 参観の希望日時
- (2) 参観希望者全員の氏名、職業、住所、国籍・地域、生年月日及び電話番号
- (3) 法人その他の団体に所属する者にあつては、その所属先（役職名等を含む。）
- (4) 参観の目的（参観による効果や参観結果の活用方法を含む。）
- (5) 18 歳未満の参観希望者にあつては、保護者の同意の有無
- (6) その他入国者収容所長等が必要と判断した事項

(参観の許可基準)

第 4 条 入国者収容所長等は、入国者収容所等の参観を申し出る者が次の各号のいずれかに該当する場合において、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生じるおそれがないと認めるときは、入国者収容所等の参観を許すものとする。ただし、入国者収容所等の参観を申し出る者が 18 歳未満のときは、保護者の同意がある場合に限る。

- (1) 学術研究のため必要と認める場合
- (2) 団体・組織単位での申出であり、かつ、入国者収容所等の運営に対する理解の増進に資するものであると認める場合
- (3) その他参観を許すことが相当と認める場合

(留意事項の告知)

第 5 条 入国者収容所長等は、入国者収容所等の参観を許した者（以下「参観者」

という。) に対し、事前に、入国者収容所長等が定めた留意事項を告知するものとする。

- 2 入国者収容所長等は、参観者が前項の留意事項に違反した場合その他入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障があると認める場合には、参観の許可を撤回し、入国者収容所等から退去を求め、その他必要な措置を講ずることができる。

(参観の方法等)

第 6 条 入国者収容所長等は、参観を許す場合にあっては、参観を許す場所及び時間その他参観の方法を定めるものとする。参観を許す場所を定めるに当たっては、被収容者のプライバシーの保護や保安上の支障がある箇所は除外するものとする。

- 2 入国者収容所長等は、参観者に対し、番号札の装着その他の参観者を識別するため必要な措置を講ずるものとする。
- 3 入国者収容所長等は、入国者収容所等の参観に際しては、参観者に対し、職員による説明、資料の配布及び広報用動画の視聴その他の入国者収容所等の運営に対する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 入国者収容所長等は、参観者に対し、必要に応じて検温を行い、発熱、せき、その他体調不良がある場合は参観を認めないものとする。

附 則

この訓令は、令和 6 年 6 月 1 0 日から施行する。